

意見書案第 2 4 号

同性婚を法制化するための民法等の改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

同性婚を法制化するための民法等の改正を求める意見書

同性同士の結婚を認めていない民法等の規定は違憲であるとして、同性婚を認めるよう求める当事者が、令和元年に全国５か所の地方裁判所で国を提訴した訴訟では、これまでに出了れた６件の判決のうち５件において違憲又は違憲状態という判断が下されている。

さらに、高等裁判所では２件の判決が出ているが、いずれも違憲と判断した上、令和６年３月の札幌高等裁判所の判決では、法の下での平等などについて定めた憲法第１４条第１項、婚姻の自由について定めた憲法第２４条第１項及び婚姻等に関して、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定することを定めた憲法第２４条第２項に反するとし、同年１０月に出了れた東京高等裁判所の判決でも、憲法第１４条第１項及び第２４条第２項に反するとしており、地方裁判所での判決よりも具体的に違憲性を指摘している。

また、海外においては３５以上の国と地域で同性婚が認められているが、我が国はＧ７の中で唯一国レベルの同性パートナーへの法的保障がない。

こうした中、昨年２月に実施された報道機関の全国世論調査では、同性婚を法律で認めるべきかの質問に対して、７割以上が認めるべきとの回答をしているほか、東京都渋谷区などが実施した調査でも、各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行するパートナーシップ制度が我が国の人口の約９割を占める地域で導入されるなど、同性婚に対する社会的な受容度が高まっている。

本市では、何人も、性的指向、性自認その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないことなどを規定する差別のない人権尊重のまちづくり条例を令和元年１２月に制定しており、同性婚を認めない差別をこれ以上看過することはできない。

よって、国におかれては、性的少数者の人権尊重及び差別解消に向けて、同性婚を法制化するための民法等の改正を速やかに実施するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

共生社会担当大臣